

豊岡市立道の駅「神鍋高原」電気自動車用急速充電設備更新業務仕様書

1 業務の名称

豊岡市立道の駅「神鍋高原」電気自動車用急速充電設備更新業務

2 業務の目的

豊岡市（以下「市」という。）では、電気自動車の導入促進を目的として、2014年に市立道の駅「神鍋高原」（以下「道の駅」という。）に電気自動車用急速充電設備（以下「EV充電設備」という。）を設置したが、設置から10年が経過しており、EV充電設備の更新が必要になっている。

電気自動車の導入促進につながるEV充電設備の充実及び道の駅利用者の利便性向上を図ることを目的として、道の駅に設置しているEV充電設備を更新する。

3 業務の概要

豊岡市立道の駅「神鍋高原」電気自動車用急速充電設備更新業務（以下「本業務」という。）は、道の駅の既設EV充電設備を更新するものであり、更新にあたっては、既存EV充電設備の撤去及び処分、新規EV充電設備等の設計及び設置工事、EV充電設備の利用システム等の整備等に必要とする経費は、事業者が負担するものとする。

また、EV充電設備等の整備後はEV充電設備等の運営や保守メンテナンス等の維持管理を実施するものとする。

- (1) 事業者は、再利用しないその他全ての撤去した設備については産業廃棄物として適法処理するものとし、その処理を証明する書類等（マニフェスト等）を本市に提出するものとする。
- (2) EV充電設備等の設置に必要な用地等については既存設備を撤去した跡地を利用するものとし、豊岡市公有財産規則（平成17年4月1日規則第63号）第30号の規定に基づき使用を許可するものとする。なお、EV充電設備等を設置する用地については豊岡市行政財産の使用料の徴収に関する条例（平成17年4月1日）第3条に基づきその使用料を免除するものとする。
- (3) 本業務の実施に伴い国の補助事業を活用する場合は、事業者により申請等を行い、補助事業の条件に適合した内容で提案するもの。
- (4) EV充電設備等は、日本国内に本社を有する企業が製造する製品を使用するものとする。
- (5) 事業者は、整備したEV充電設備等を適切に維持管理・運営するものとする。
- (6) 事業者は、適切な利用料金を設定し、利用者から利用料を徴収するものとする。なお、利用料金の徴収にあたっては、利便性の高い利用システムを構築することとする。
- (7) 事業者は、EV充電設備等の利用により生じた電気料金を負担するものとする。
なお、EV充電設備の利用に必要な電力は近隣電柱等から新たに引き込みし、事業者と電力会社の両者間にて新たに電力契約を締結するものとする。
- (8) 事業者は、利用料金に変更がある場合は、事前に市に協議するものとする。

- (9) EV 充電設備等の定格出力容量は 50kw 以上を想定。
- (10) EV 充電設備等の利用可能時間は 24 時間とすること。

4 EV 充電設備等を更新する施設

道の駅神鍋高原（豊岡市日高町栗栖野 59-13） 既存 EV 充電設備等 1 基

5 本業務の実施期間

(1) 利用開始時期

ア EV 充電設備等は 2025 年 9 月 30 日までに利用を開始するものとする。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。

イ 具体的な時期は市と事業者との協議により決定するものとする。

(2) 業務期間

業務期間は、契約締結日から 5 年以上とし、業務期間中は事業者の責任において、EV 充電設備の維持管理及び運営を行うものとする。

なお、業務期間終了の取り扱いは双方の協議によるものとし、協議の結果、業務を終了することとなった場合は、原則事業者の負担により EV 急速充電設備等を撤去するとともに設置場所の原状回復を行うものとする。

6 本業務の実施に伴う条件等

- (1) 既設 EV 充電設備の撤去及び EV 充電設備の設置に係る補助金申請（国の補助金事業を活用する場合）、設計・整備、運用管理、保守メンテナンス、事故・破損・故障への対応等、EV 充電設備の運用に係る一切を事業者の負担により行う。また、第三者との間における紛争等に関しては、事業者として責任ある立場で解決するものとし、市は一切の責任を負わない。
- (2) EV 充電設備等の整備等に係る各種手続きに要する費用は、事業者の負担とする。
- (3) EV 充電設備等の整備にあたっては、事業者は、事前に EV 充電設備等の仕様、施工方法等を記した施工計画書を市に提出し、市の承諾を得るものとする。
- (4) EV 充電設備等の設置場所は現在の機器の設置場所と同一の場所とする。
- (5) 高出力な機器や 1 基複数口タイプ等、充電渋滞を緩和する工夫があれば示すこと。
- (6) 設置工事は、施設の運用を維持したまま行うものとし、やむを得ず施設の運用を制限する作業が必要な場合は、事前に市と協議を行うものとする。
- (7) 本業務を実施するにあたり、事業者が市との間に取り交わす協定・契約に定める義務を履行しない場合には、協定・契約を解除することがある。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復し、3(2)に規定する使用料の免除を取り消すものとする。
- (8) 事業者は、利用者からの問い合わせや故障、苦情等に円滑に対応するためコールセンターを設置し、組織化された運営体制を確立して、常時、適切な人員を配置すること。
- (9) 事業者は、EV 充電設備等の運転開始前後に事故や障害等が発生した場合は、直ちに市

に連絡した上で対応し、その結果を市に報告しなければならない。また、市や利用者から事故等の連絡を受けた場合についても同様とする。

- (10) 事業者は、施設の建築物や電気系統に損傷又は損害を与えた場合、EV 充電設備等の整備及び管理に関する市との合意事項（協定書、契約書、行政財産使用許可書等において定める事項）に適合していないことにより施設等に損害を与えた場合、及びその他事業者の責めに帰すべき事由により市が損害を被った場合は、事業者がその損害を賠償する義務を負う。
- (11) 事業者は、本事業を継続できなくなった場合は、市が適切と認めた新たな事業者に権利及び義務を継承させることができる。
- (12) 事業者は、関係法令等を遵守するものであること。
- (13) EV 充電設備の整備にあたっては、別に市と契約を締結するものとする。
- (14) EV 充電設備の整備にあたっては、車椅子利用者も含めた幅広い方々が利用しやすいよう、以下のガイドライン等を参考にユニバーサルデザイン・バリアフリーに留意すること。
- ・『道路の移動等円滑化に関するガイドライン』（令和6年1月 国土交通省道路局）
URL: <https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/bf/kijun/pdf/all.pdf>
 - ・『電気自動車用急速充電器の設置・運用に関する手引書』（CHAdeMo 協議会）
URL: https://www.chademo.com/wp2016/pdf/japan/TEBIKI_R4.pdf
- (15) EV 充電設備等の更新におけるスケジュールについて、現地及び充電スポット検索ウェブサイト等において事業者が適切な周知を行うものとする。
- (16) その他 EV 充電設備等の設備条件

充電規格	CHAdeMO
定格出力容量	50kW 以上/口

- (17) 事業者は、EV 充電設備等の利用状況（利用件数や充電電力量）や収支状況などを、毎月市に報告すること。
- (18) この仕様書に記載のない事項については両者が協議して内容を決定するものとする。